

京都市上下水道局告示第8号

下水道法第4条第1項の規定に基づき、京都市公共下水道事業の事業計画を変更することについて、事業計画の案を作成しましたので、同法施行令第3条の規定に基づき、次のとおり告示し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成26年4月16日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 水田 雅博

1 事業計画の名称

京都市公共下水道事業計画

2 工事の予定年月日

昭和5年8月11日から平成31年3月31日まで

3 変更に係る事項

- (1) 主要な管渠の変更
- (2) 貯留施設の変更

4 縦覧場所

〒601-8004

京都市南区東九条東山王町12

京都市上下水道局下水道部計画課

5 縦覧期間

平成26年4月16日から平成26年4月30日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除きます。）

6 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時までを除きます。）

7 意見書の提出

当該事業計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を上記5の縦覧期間満了の日までに、上記4の場所に提出してください。

（上下水道局下水道部計画課）